

鳥取県告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

田原谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ直線に囲まれた区域並びに標柱5号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱5号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町田原谷字清水平410	1号
鳥取市青谷町田原谷字清水平417-1	2号及び3号
鳥取市青谷町田原谷字清水平416	4号
鳥取市青谷町田原谷字清水平418	5号
鳥取市青谷町田原谷字清水平426	6号及び7号
鳥取市青谷町田原谷字清水平428-1	8号